

徳島県病院局管理規程第十一号

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程

徳島県病院事業管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第二項第五号」を「第十条第二項第六号」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第十条第二項第六号」を「第十条第二項第七号」に改め、同条第三項中「第十条第二項第六号」を「第十条第二項第七号」に改め、同項の表を次のように改める。

病 院 名		指定入院室の区分	指定入院料の使用料の加算
徳島県立中央病院		特別室	一、 円
		個室A	六、 円
		個室B	五、 円
		特別分べん室	一、 円
		個室A	五、 九三円
		個室B	五、 円
徳島県立三好病院		個室C	四、五 円
		個室B	五、 円
		個室A	五、 九三円
徳島県立海部病院		個室A	四、五 円
		個室B	四、 円

第五条中「第十条第二項第七号」を「第十条第二項第八号」に改め、同条の表中「四、  
円」を「四、〇〇〇円」に、「五、五 円」を「五、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一、六五〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

第六条中「第十条第二項第九号」を「第十条第二項第十項」に改め、同条第二号中「一  
万五千九百十円」を「一万四千四百七十二円」に改め、同条第三号中「七千六百三十円」  
を「六千九百四十四円」に改め、同条第四号中「五千二百三十円」を「四千七百五十九円」

「に改め、同条第五号中「六万三千九百円」を「五万八千九十三円」に改め、同条第七号中「第六十三条第二項第四号」の下に「（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

この規程は、令和六年十月一日から施行する。